

個人質問通告表

令和6年第2回始良市議会定例会（6月19日）

3. 国生 卓	1. 新学校給食センターの整備について 2. 蒲生ふるさと交流館について	新学校給食センターの整備につきましては、P F I手法を用いて施設を整備することになったことから、アドバイザー業務を公募型プロポーザルにより事業者を募集し、技術者の配置や見積額の審査項目の合計点により、事業者を特定している。また、供用開始は、令和9年9月を想定しているとのことである。 そこで、以下のとおり問う。 （1）P F I手法とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより、同一水準のサービスをより安く、また同一価格でより上質のサービスを提供する手法であるが、事業者との協定等に基づく役割及び責任分担は明確に確保されたのか問う。 （2）構造形式は、「鉄骨2階建て」を想定し、施設整備に係る概算事業費として、38億1,348万円とのことだが、これらの整備を担うのは、始良市内に限定した事業者と考えているか問う。 戦後、現在の交流館の場所に、昭和23年4月に旧蒲生町立保育所が開所され、平成23年に必要最小限に改築し、地域の交流の場として蒲生ふるさと交流館がオープンした。 館内は、「交流室」「展示室」「資料館」「廊下ギャラリー」に分かれており、地域の方、また、地域以外の方の憩いの場として親しまれている。 そこで、次のとおり問う。 （1）蒲生ふるさと交流館は、社会教育施設であるが、公共施設再配置計画により、令和10年度をもって閉館する	市 長 教育長 市 長 教育長
----------------	--	--	---------------------------------------

		とのことであるが、閉館後の整備計画を問う。 (2) 公共施設再配置計画の中、社会教育施設は、地区（旧町域）ごとに保有する必要のない施設や類似施設の集約化を進める。併せて、周辺の公共施設との複合化を進め、当該施設の付加価値を高め、日常的な利用拡大を目指すとともに、効率的な管理体制による施設運営を図るとのことだが、蒲生ふるさと交流館は、どこの公共施設と複合化する考えなのか問う。	
4. 塩入 英明	1. 改正空家等対策特別措置法について	令和5年6月14日に改正法が公布され、同年12月13日に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法において、新たに空家等管理活用支援法人（以下支援法人）に係る制度が創設された。 (1) この制度は、支援法人が公的立場から活動しやすい環境を整備し、空家等対策に取り組む市区町村の補完的な役割を果たしていくことにある。この制度の運用と始良市空家等対策協議会との連携について本市の考え方を問う。 (2) 支援法人の指定を受けることができるのは、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、空家等の管理又は活用を図る活動を行うことを目的とする会社とある。法人格を有することが必要な根拠について問う。 (3) 指定を受けることのできる専門家（職種）には、空家等の活用等に関する専門家（宅地建物取引業等）の団体、法務の専門家（弁護士、司法書士、行政書士等）の団体、まちづくり、地域活性化等を目的とする事業に取り組む法人等が、支援法人として活動するこ	市長

		とが期待される。社会福祉士の団体は、支援法人として指定を受けることができるか問う。 (4) 支援法人の業務としては、①空家等の所有者に対し、情報提供又は相談業務、②委託により定期的な管理、活用を行う業務、また空家等の所有者を探索する業務、③空家等の管理又は活用に関する調査及び普及啓発業務、等が想定される。支援法人は業務遂行のため必要がある場合等において、空家等の所有者に関する情報等の提供を市区町村に対して請求することができるか問う。 (5) 空家等活用促進区域及び空家等活用促進指針を定める予定があるか本市の考え方を問う。	
	2. 良好な環境かつ安全・安心なまちづくりについて	(1) 郊外住宅地域内の荒廃農地、耕作放棄地（遊休農地）は、現地調査によって把握されているのか、また荒廃農地、耕作放棄地の土地所有者から改善相談「地目変更、袋地、囲繞地（隣地）通行権」等に対しても対応されているのか問う。 (2) 郊外住宅地の形成「日照、通風、生活音、等」という観点から、開発行為及び相続による宅地分譲地1区画の最低敷地面積の制限を定めることについて本市の考え方を問う。 (3) 開発行為に伴う「新設の公共施設管理予定者との協議経過書（防犯灯、カーブミラー、ごみ置場等設置）」は、効力が発生するか本市の考え方を問う。	市 長 農業委員会 会 長
	3. 始良市指定避難所について	体育館等の広い空間をうまく換気するための換気設備及び換気の目安について以下を問う。	市 長 教育長

		(1) 換気設備なし・稼働させない場合の換気方法を問う。 (2) 避難所屋内の二酸化炭素濃度及び1人当たりの換気量確保の目安となる数値を示せ。 (3) 避難所屋内の室温、相対湿度の調整及び外光の取り入れの判断は誰が行うのか問う。	
5. 竹下 日出志	1. 災害に備える携帯トイレ等の備蓄の推進について 2. 電話リレーサービスについて	災害はいつどこで起きるかわからない。能登半島地震の教訓の一つとして、人間の尊厳や命にも関わる「トイレの問題」が顕在化した。 災害時のトイレ環境の改善は“災害関連死”を防ぐために不可欠な取組であり、被災者の「命を守る」取組として重要である。そこで以下を問う。 (1) 本市の「携帯トイレ」備蓄の現状と今後の方針をどのように考えるか。 (2) 地域の介護福祉施設や障害福祉施設における「携帯トイレ」「簡易トイレ」の備蓄等の状況確認や支援をどのように考えるか。 (3) トイレトレーラーの整備を積極的に検討する考えはないか。 きこえる人ときこえない人を「電話」でつなぐ電話リレーサービスは、聴覚や発話に困難がある方を、通訳オペレータが手話・文字と音声を通訳することにより、24時間電話双方向につなぐサービスである。 令和3年7月1日から公共インフラとしてサービスの提供が始まり、24時間双方向での利用、緊急通報機関への連絡も可能である。 そこで、本市では電話リレーサービスの市民への周知と啓発をどのように考えているか。	市 長 教育長 市 長 教育長

	3. 熱中症対策について	日本列島はこの夏も猛暑に襲われそうだ。気象庁が発表した最新の3か月予報では、6月～8月の平均気温は全国的に高く、特に8月は暑さが厳しくなると予想。観測史上最も暑かった昨年に匹敵する「災害級の暑さ」となる可能性が高い。 厚生労働省のまとめでは、熱中症による死亡者数は2018年以降、毎年千人（21年を除く）を超えている。そこで以下を問う。 （1）本市での熱中症対策として市民、学校現場では例年以上の対策をどのように考えるか。 （2）積極的な日傘の利用を市民、小中学校の登下校時に推進する考えはないか。	市長 教育長
6. 新福 愛子	1. 小中学校における健康診断の未受診者への対応について	約30万人とも言われる不登校児童生徒は本市でも増加傾向にあることがわかっており、学びの場の確保や心の小さなSOSの早期発見など多角的な支援の強化が求められている。中でも健康診断を受けられない児童生徒は健康リスクが高く、その後の人生に影響が出てしまうことも懸念されている。本市の小中学校における健康診断の未受診者への対応について以下を問う。 （1）本市における不登校児童生徒の人数 （2）健康診断の未受診者の人数 （3）保護者や校医との連携 （4）市としての具体的な支援の検討の有無	市長 教育長
	2. 在宅介護について	自宅で介護を受けながら今まで通りの暮らしが続けられることは、在宅介護のメリットである一方、介護をする人が負	市長

		担（身体的・時間的・精神的）を一人で抱え込み、限界を迎えるというデメリットも指摘されている。支える人の支援策として「高齢者介護手当」を支給する自治体も増えている。県内の状況と、本市でも「高齢者介護手当」を検討する考えはないか問う。	
	3. HPV ワクチン救済措置「キャッチアップ接種」について	子宮頸がんを予防する HPV ワクチンの積極的勧奨の中止により接種機会を逃した女性への救済措置「キャッチアップ接種」について以下を問う。 (1) これまでに3回の接種を完了した人数 (2) これまでの取り組みと効果 (3) 今後の課題	市 長 教育長